

戦国期「得分」の存在形態と成立過程

木元英策

〔抄録〕

平安期や鎌倉期に「得分」といえば、「領主之得分」を指していた。それは、12世紀半ばの史料に現れる余剰生産物が、官物や地子、それから開発領主が収取する得分のみであったことから窺われる。ところが戦国期になると、領主層が収取する年貢部分の固定化や生産力の向上にともない、さらなる余剰を生み出すようになる。戦国期の「得分」は主にその余剰部分を指し、土豪・富農層を中心に集積された。ところが、これまでその戦国期の「得分」について曖昧

に捉えられる面もあり、定義付けおよび問題提起が不十分であった。そこで数多く伝存する北近江・和泉地域の売券・寄進状をつぶさに検討し、戦国期の「得分」を分類整理した結果、存在形態によっては、領主層が収取すべき部分にまで踏み出して、土豪層が得分を成立させている例を呈示するに至った。

キーワード 加地子、内徳、隠田、公方年貢、諸公事反銭

はじめに

「戦国期の売券や寄進状に「得分」「徳分」あるいは「内徳分」などの史料用語が頻出する。得分という言葉には「わけまえ」や「取り分」という一般的な意味があるが、荘園領主や在地領主、さらに農民がその権利に応じて収得する収益の意味も含まれている。つまり、領主層が収取する年貢・諸公事（詳細は後述）も得分と書いていたわけだが、戦国期

の得分は、藤木久志氏が「農民的剰余」と呼んでいるとおり^①、主に農民層（地主層）に蓄積された剰余生産物を指している。

戦国期において得分が主に地主層に集積されていた事実は、北近江の売券・寄進状（詳細は後述）のうち、得分の記載があつて売主が特定できる二九六通のうち、五割をこえる一五七通が土豪層に集中していることでも明らかである^②。その土豪層について黒田基樹氏は「多くの土地を獲得して領主化を遂げたような存在ではなく、あくまで在村し、居住村

落に規定されているような存在^③と解しており、彼らはいわば村落の運営にかかわりつつ、積極的に得分を集積する地主として戦国期の在地社会を特徴づける存在だったといえる。

一方、戦国の動乱そのものについて藤木氏は「農民的剰余のゆくえをめぐる、守護・荘園領主・国人・商人・土豪・百姓諸階層などの激突にほかならず、それにすぐれて戦国的な特徴を与えたのは、剰余をあくまで在地に確保しようとする農村の動向と、これにむかつて加えられた、権力の武力的・暴力的対応であった^④」と述べており、地主層によって主に集積される得分は、戦国時代を理解する上で重要なキーワードとされている。こうした藤木氏の指摘は、戦国期の得分を切り口に各地域の在地構造を解明する試みとして現われ、多くの研究がみられるものの、戦国期を特徴づける得分そのものについて分析考察する論考はいまだ少ない。

したがって、農民的剰余といわれる地主の得分については曖昧な解釈がなされることもあり、いまだ一定した研究成果が得られたとはいえない。戦国期の加地子をめぐる解釈はその最たるものである。加地子は戦国期を代表する得分であり、年貢部分の固定化と生産力向上によって増大した剰余部分が租税体系の枠外に成立し、地主的な権利として売買されるに至って成立した^⑥とする。しかしながら、その考えは戦国期の得分の一面をとらえたものに過ぎず、戦国期の売券や寄進状に現れる得分を分析していくと、必ずしもそういう一般的な解釈の枠におさまらない事例のあることに気づくであろう。そこで本稿では、そもそも戦国期の得分とは何なのかという原点に立ち返り、あらためて整理し直すこと

を目的とする。具体的には得分が在地社会の中でどのような形態をもって存在しているのかを検討し、その形態ごとに得分がどのようにして成立してきたのか考察してみたい。

考察に用いる史料は北近江と和泉の売券・寄進状である^⑦。この両地域に特定する理由は、史料が多く現存していることに加え、先行研究によって在地構造がある程度明らかになっている点である^⑧。なお、用いる史料の年代は、藤木氏が農民を集積主体とする売券について「応仁乱期から集中的に顕現する^⑨」とした応仁元年（一四六七）から、安良城盛昭氏が作合（得分）否定政策だとした太閤検地の細目が定められた天正十四年（一五八六）までを対象とする。

第一章 得分の存在形態

一 戦国期以前の得分

戦国期の「得分」は主に地主層によって集積されているが、得分というのはまず初めに、領主側の取り分として史料に現われてくる。そこで戦国期以前の得分について、加地子を中心に確認しておくこととする。

加地子という用語の初出史料は康平三年（一〇六〇）四月二十一日付「元興寺領近江国愛智荘司等解^⑩」である。この解文は、近江国愛智荘の開発領主である元興寺が地代を引き上げようとしたことに、同荘の田堵らが抵抗したことを示す事例だが、その地代の一つとして「領田加地子」という用語がでてくる。西谷地晴美氏によると、もともと国衛の正税だったものが「地子」と呼ばれるようになり、開懸によって新たに田地を開いた開発領主に対して国衛が免判を出して成立させた得分を加地

子と呼ぶようになると論じている。¹³⁾つまり、平安期の加地子は国司の免判を前提にし、荒地などの開墾地の官物減免分が開発領主の得分として、いかえれば治田（開発田・永世私有田）の領主得分として存在していたことになる。

この西谷地説に対して、加地子は治田以外の公田においても成立していたとする高橋正志・佐藤泰弘両氏の説もある。¹⁴⁾両氏が提起した事例は、東大寺東南院・尊勝院領湯船・玉瀧両村が国の検田を受けずに、公田を掠め取ったことから問題化したのが、応保二年（一一六二）の官宣旨によると、開発領主の東南院・尊勝院は公田から反あたり一斗の加地子を取取していたことがわかる。この時点において在地の余剰生産物として史料に現われるのは、官物や地子および開発領主が収取する加地子のみである。愛智荘の田堵の例のように百姓農民が地代の引き上げに抵抗する事例はあったとしても、まだ農民的剰余としての得分は、史料には現れない。

こうした平安期の開発領主は主に東国や西国において在地領主層へと発展するが、そのことは、鎌倉期の寛元元年（一二四三）五月に、豊後国の地頭がその権利を主張した申状からも明らかである。申状には「当庄者、是惟家先祖左近大夫経俊朝臣開発之私領也（中略）如此之屋敷堀之内、為領主之得分蒙御免許事、先例傍例也」とあり、地頭の大神惟家の先祖が「当庄（都甲荘）」の開発領主であり、収取するべきものが、先祖相伝の「領主之得分」だったことがわかる。

こうして領主の得分は「封建地代」として定着するようになるが、それに加えて永松圭子氏は、やがて「筵付」「口米」等と称する付加米を上

積みして農民に納めさせるようになると論じている。¹⁷⁾税体系の中心となる税目に対して付加的に徴収される副次的な税がそれであり、たとえば筵付というのは、計量する際に筵の中に残っている米や麦を指し、基本的には収納使の得分とされる。戦国期になると、領主の土地を管理する代官らが田の面積に応じて口米を徴収し、明応年間に山城国久我荘内の口米などの徴収方法について定めた覚書によると、「口米限本者壹石二九升宛也」とあり、農民は九%の付加税を徴収されていたことがわかる。

それでは、戦国期に主流となる農民的剰余としての「得分」はいつどのように現われるのか。平安期後半の十一世紀から十二世紀後半にかけて、農民の新たな階級と身分が形成されていくなかで名主層が成立してくるが、『国史大辞典』「得分」の項によると、名主は「その土地から官物（地子）・年貢とは別に、自分の収入を徴収する権利が承認されるようになった」という。それが名主得分である。そして、鎌倉時代後期以降の生産力向上にともない、その名主得分は、名主層の権利として確立し、「名主職所有者の得分権」加地子名主職として一般的に成立する（『国史大辞典』「加地子」の項）とされる。ただし、加地子の用語に関して、本稿の対象地域である北近江地域においては散見される程度だが、和泉地域の売券・寄進状では「中家文書」（熊取）をはじめとして頻出する。このように、得分が加地子として表現される頻度は地方によってばらつきが生じているといえる（加地子以外の表記として「内徳分」「徳分」「得分」などがある）。広範に加地子という用語が史料に頻出する和泉地域において、農民的剰余としての「得分」が史料にどう現われるのか確認したい。藤木氏が指摘するとおり、応仁・文明年間になると、明

小法師(花押)

らかに地主(富農・土豪層)だとわかる者が加地子を売買するようになる。文明十四年(一四八二)三月の売券(熊取―中家三〇)の売主はマキノゑもん大夫である。この田地は泉州日根郡信達荘内の「マキノ村西方寺之西」にあり、売主は、在地の村名を冠していること、さらには「ゑもん(衛門)」「大夫」という官途名を持つことから、土豪層だとみてよからう。その「マキノゑもん大夫」が、二斗五升の加地子を売却し、一方、買主の名は記載されていないが、この売券が中家に伝来していることを考えると、相手は熊取の土豪・中氏だとみていいだろう。それでは次に、こうした地主の得分が前代までのそれと明らかに異なる形態であることを確認しておこう。

《史料一》(改坂田八―成菩提院十九)

永代賣渡進私領田地新放券文之事

但貳段小賣渡申内、壹段ツ、三通調進入申内、壹通之賣券也、在坪江州坂田北郡柏原庄西方貞吉名之内拔地字長澤セトナワテ北南へ立クルノ東也、分米

合小者 内徳納升定四斗、但此内ヨリ公方年貢斗定貳升納升ニ

ツ、メテ一升四合也、御米者親名ヨリ弁申間不可有御弁、并公方段錢十一文可有御弁、此外者無万雜公事

(中略)

大永三年庚未二月廿二日

殿村因幡守

家世(花押)

同

土豪層の殿村家世²²⁾が近江国柏原庄貞吉名の拔地を大永三年(一五二三)

二月二十二日付で売却した史料である。名田の拔地については次章で詳述するが、ここでは「分米内徳納升定四斗」として、この田地で生産された収取物のうち、「分米内徳(ここでは四斗)」から、領主の得分である「公方年貢」(詳細は詳述)を差し引いた残りが、必然的に地主の得分となる。つまり、ただ単に「内徳」といった場合、「領主之得分」相当分を含んでいることになるが、それに加えて、これまで史料に示されてこなかった戦国期の得分が地主の権利として成立していることに注目したい。ちなみに、史料の「御米者親名ヨリ弁申間」というくだりに示される「御米」は「口米」と呼ばれ、前出した付加税の一種である。ただし、この場合、親名がこの付加税を負担するため、この拔地の生産物の中から付加税を負担する義務はない。

二 得分の定義

こうして本稿が取り扱う戦国期の「得分」(地主の得分≡農民的剰余)がどのようなものか、はつきりしてきたが、ここではその定義付けをおこなうため、分析対象である計一〇二六通の売券・寄進状がまず、大きく二グループに分類できることを例示しておきたい。

《史料二》(熊取―中家一〇七)

(端裏書)

「アソウカワノ文書」

永代限賣渡申田地之事

合大者、二斗代、麻生郷ハタ村ミコソアリ、

東ハミチ、 南ハミソ

四至限 衛門五郎作

加地子一石毎年升ヘシ

北ハカワラキシ也 西ハキシ共、

(中略)

永正十年十二月廿八日

うり主若衛門(略押)

かい主中左近

《史料三》(熊取―中家一五五)

(端裏書)

「サノ」

賣渡申 田地之事

セマチニツ

合三百卅歩、沙野、ラク代之ハセラリニ有也、

公方ハ石源殿方ナリ、

限四至 東 南

西 北

(中略)

神定ノ

賣主右近太郎(略押)

永正拾七年庚辰八月九日

買人中左近方

史料に共通する買主の中左近は前出した泉州熊取の土豪であり、《史料二》の売主(若衛門)と《史料三》の売主(神定右近太郎)も、ともに官途名を持つことから、本稿の対象である土豪・富農層と考えられる。つまり、いずれの売券も戦国期を特徴づける地主層間でかわされたものである。しかし、この二つの田地に存在する得分は、まったく性質が異なっている。

まず《史料二》からみていくと、この「大(二四〇歩)」の田地には一石分の加地子が存在していることがわかる。売券にある「二斗代」はおそらく年貢負担分であろう。一方、《史料三》の「三百卅(三三〇)歩」の田地に関していうと、斗代は不明ながら「公方(公方年貢) 〓後述」の負担があり、その収取者が「石源殿」であることまではわかる。こうして年貢の収取者まできちんと記載されているのに、この売券には《史料二》の「加地子一石」に相当する売買対象の得分と斗代が明示されていない。しかしながら、これが売券である以上、中左近へ何か売渡されていることは確かである。それでは、神定右近は中左近へ何を売却したのか。この田地にも得分は内在しているはずだが、その斗代は記載されていない。ということは、それが記載できないからにはかならず、売買対象は「職」の売買に近いものであったと考えるしかない。つまり、売主の右近太郎は得分収取権という「権利」のみを売却したのである。このような得分収取権売買と得分売買とは、いっけん同じようにみえるが、別のものである。

《史料二》に明示される得分が斗代という形で地主(買主)の取り分として定量化されているのに対して、《史料三》の例では定量化されて

いない。中左近は同じ買主であっても《史料二》の得分から量化された加地子一石を毎年取取できるのに対して、《史料三》からはただ得分を取取る権利を得たに過ぎないのである。得分の売買では、その年の作柄にかかわらず売券に地主の取り分として一定の斗代が明示され、「水損」「日損」などの被害があっても一定の斗代を得られるケースもある²⁴⁾。一方、得分取取権では豊不凶の影響をまともに受けることになる。このケースでは、そこに得分が内在していたとしても、存在形態としては非常に不安定である。広義の意味では「得分」に含まれるにせよ、安定的な地主の権利とはいえない。したがって本稿では、戦国期の「得分」を「斗代が売券や寄進状に明示され、土地の生産物の一部が剰余分として量化されたもの」と定義付けすることとする。

その定義にしたがい、得分が量化されている史料群〔1〕および量化されていない史料群〔2〕に分類すると、次のような結果となる²⁵⁾。

(北近江) 対象史料(三二四通)のうち、〔1〕が二九九通。〔2〕が一五通。

(和泉) 対象史料(七二二通)のうち、〔1〕が三二二通。〔2〕が四〇〇通。

以上のことを踏まえ、〔1〕の史料をさらに分類していきたい。

三 公方年貢・諸公事と得分

斗代が量化できる得分〔1〕群を分類する方法として公方年貢と公事米・反銭に注目した。次にそれぞれ性質の異なる二つの史料を掲

げる。

《史料四》(改坂田八―総持寺二九) ①④は筆者筆

(端裏書)

(別筆)

「楞嚴院内八條五里二坪西半折

一段得分九斗 但反銭二百文①有之 小堀岸殿和中寄進也

明應二年

二月 日

奉寄進 田地之事

在江州坂田北郡楞嚴院庄之内、八條五里一坪

合壹段者 西半折壹反也、公方壹斗八升②也、公事米二斗③、

反銭三百文也、方違廿文④、定得分玖斗、此他

萬雜公事無是也、一石五斗代

(中略)

明應二年癸丑二月四日

直 忠(花押)
聖 順(花押)

《史料五》(改坂田八―井戸村二六)

賣渡申下地之事

字本文書ニアリ得分

合半者 六斗也東方の斗定此他

万雜公事あるへからず候者也

(中略)

文明四年二月 日

うり主

ゑん志ん房(花押)

東方公文

深 藤(花押)

同 子

清 宗(花押)

《史料四》は、近江坂田郡の土豪である小堀一族(後述)の寄進状であり、そこに記載される「一石五斗代」が《史料一》でいう「分米内徳」に対応すると考えられる。この寄進状には①から④まで種別ごとの詳細な年貢や負担が記されており、この①から④までの年貢および負担を足すと六斗(便宜的に百文を一斗に換算)となる。そして、一石五斗から、これら負担分の合計(①から④までの計六斗)を差し引いたものが、「定得分」の玖斗(九斗)なのである。²⁶⁾①から④の各負担のうち、方違というのは平安時代に盛んだった陰陽道の方角禁忌に関する風習の一つだが、ここで重要だと考えられるのは「公方(公方年貢)」および「公事米」「反錢」である。

公方年貢について三浦圭一氏は、和泉国における分析を通じて「本来、荘園領主や半済法などを通じて荘園を事実上分割領有した守護や在地領主に納入する本年貢を農民的立場から表現したもの」と規定している。²⁷⁾このように公方年貢を農民的表現とする解釈は、公方年貢が記載される売券の集積主体が富農層であることを考えれば的を射ただといえる。

一方、公事米・反錢については、とくに関東の戦国大名後北条氏の研究が盛んであり、後北条氏が直轄領、その給人(家臣)領を問わず、領国一円に反錢や夫役などの諸公事賦課をおこない、同時に給人たちも諸公事賦課権を有していることが明らかになっている。²⁸⁾こうした諸公事・反錢は戦国権力である大名や国人領主層にとっての重要な経済的基盤でもある。

ところが、《史料五》の売券をみると、六斗の得分が記載されている一方、「万雑公事あるへ(べ)からす(す)候者也」として、公方年貢どころか、戦国権力層が主に徴収する諸公事の負担すらない——つまり年貢負担の一切ない土地であると明言されている。

以上、すべての分析対象史料〔1〕群の計六一一通)をみてみると、このように公方年貢および公事米・反錢などの年貢負担が記載されるものと年貢負担のないことが明記されるものと大きく二分できることに気づく。

そこで、①年貢負担が明示されている史料〔A〕群とする)②年貢負担のないことが明示されている史料〔B〕群とする)に分類し、地域ごとに整理したのが表1である。

和泉で〔A〕〔B〕いずれとも判断できない史料がかなりの数にのぼっている。その多くは〔B〕に含まれると考えられるが、その理由については後述する。また〔A〕群の得分および〔B〕群の得分とは明らかに存在形態が異なっているが、次に、そのことを確認しておきたい。

表1

| | | | | | |
|---------|---------------|------|---------------|------|------------|
| 【1】(得分) | 【A】(負担の記載がある) | | 【B】(負担の記載がない) | | 不明(判断できない) |
| | 北近江 | 和泉 | 北近江 | 和泉 | |
| 【2】 | 187通 | 87通 | 38通 | 8通 | 74通 |
| | 217通 | 415通 | 217通 | 415通 | 217通 |

四 得分の二形態

《史料六》(改坂田八―総持寺三二)

賣渡進 私領田地新放券文之事

合壹段也 在江苜坂田北郡平方上之郷之内六條六理(ママ)

廿三坪北繩本於四段次壹段也、公方三斗六升公事

米八升此外無諸公事、定得分五斗六升也

(中略)

明應五年八月八日

売主 田付興一(花押)

《史料七》(改坂田八―総持寺三三)

奉寄進 下地之事

合壹段者 平方上之郷六條七里十六坪、南繩本壹段也、得分

壹石三斗五升、公方諸公事無之年符也

(中略)

明應六年六月廿八日

弘 秀(花押)

いずれの史料に記載される田地も、北近江の平方上之郷にあり、条里地割による所在はそれぞれ「六一六一―二三三」と「六一七一―一七六」であり、近接する同じ耕作面積を有する田地であるといえる。売却もしくは寄進した時点も明應五年(一四九六)と同六年だから、一年以内に収まっている。生産性その他の条件を考え合わせても、ほぼ同じ条件の土地だといえるが、《史料六》が公方年貢および公事米を負担する必要があるのに対して《史料七》は公方年貢・諸公事負担のない土地である。つまり、この二つの史料はそれぞれ前項で分類した【A】群と【B】群に対応している。ともに得分(斗代)が記されているが、その斗代には大きな開きがある。

まず【A】群に属する《史料六》の場合、「公方三斗六升公事米八升」として、合計四斗四升の負担があり、この土地の収取物からそれらを差し引いた形で得分が存在している。ところが【B】群に属する《史料七》の場合、それらの負担がないぶん、戦国権力や荘園領主らがほんらい収取すべき負担分まで踏み込んで得分を成立させることができる。こうして両方の得分斗代を比較してみると、《史料六》が「定得分五斗六升」であるのに対して《史料七》は「得分壹石三斗五升」という高斗代を実現している。以上のことを整理してみると、【A】群に属する得分は租税体系(公方年貢と諸公事反銭ほか)の枠外に存在しており、【B】群に属するケースの場合、なぜそこが負担のない土地になったのか考察する必要はあるが、後述する成立過程を考えると、租税体系との関係で語

られるべき話であって、この二つの形態は明確に区別する必要がある。これまで戦国期の得分というと、基本的に【A】群に属するものを指していた。とくに戦国期の加地子は、一般的解釈として「荘園年貢の外に成立していた剰余分」という説明がなされており、これまでは、加地子が【B】群の形態として存在していることにはほとんど注意が払われてこなかったのではなからうか。そこで次に、加地子が【B】群の形態としても存在していることを確認しておきたい。

《史料八》(熊取―中家七五三)

賣渡申田地之事

ナワシロ 北カ井トニアリ、

合壺所ハ、 役ナシ、

加地子五斗五升ナリ、

(中略)

コレハマエノカリ銭文書也

永祿参申庚年十二月吉日

モリノ南衛門(略押)

成真院

まいる

永祿三年(一五六〇)に、和泉の富農層と考えられる南衛門が借錢の代価として加地子得分を成真院へ売却したときのものである。加地子斗代が「五斗五升」である一方、「役ナシ」と土地に年貢負担のないことが記されており、これが【B】群に属する史料であることは明らかである。

る。つまり、加地子は【A】【B】の別を問わず、戦国期の在地社会に存在しているのである。

第二章 得分の成立過程

一 得分の高騰

本章はこれまであまり注意を払われなかった【B】群に属する得分を中心に論述していくが、その前に【A】群の得分について成立過程を再確認しておきたい。

土地の剰余生産物がまず初めに「領主之得分」として史料に現われることは前述したが、その後の土地の生産力向上により、新たに農民的剰余として成立したものが【A】群の得分であった。戦国期は戦乱や相次ぐ冷害によって農地が疲弊したが、それでも基本的に在地の生産力は向上し、そのぶん、剰余部分はさらに膨れ上がったと考えられる。もともとと名主得分だった時代にも農民的剰余の部分を内在していたが、鎌倉時代末期以降、加地子名主職などとして再編され、あらためて得分が史料に登場した際、その農民的剰余部分は定量化され、地主の権利として定着する。そして、荘園の衰退などの事情によって、本年貢部分が固定化され、農民的剰余部分が肥大化するのである。戦国期を通じて、その加地子II得分はさらに拡大するが、そのことを、和泉地域の史料を例に確認してみたい。

まず応仁二年(一四六八)三月四日の売券(熊取―中家二四)によると、土地の年貢が一反あたり「七斗代」であるのに対して、得分は「賀(加)地子六斗在」であった。まだ応仁年間の段階では、年貢斗代(七

斗)が加地子のそれ(六斗)に優越しているのである。ところが、同じ熊取ではその後、固定どころか、年貢負担は量的な減少傾向をみせている。²⁹⁾ 応仁二年の売券で七斗だった年貢は、たとえば永禄三年(一五六〇)十二月の売券(熊取―中家七五二)によると、一反あたり三斗三升と段銭一〇〇文(便宜的に一斗として換算)となっている。合計しても四斗三升である。その一方、加地子は一石七斗である。応仁年間の売券と比較すると、年貢は明らかに量的に減少しており、反面、加地子斗代はおよそ三倍に高騰している。

こうして生産力の伸びと年貢の減量部分を得分(加地子)が吸収して高騰し、戦国期を通じて熊取の在地社会に根づくのである。

二 荒地と抜地

ここからは【B】群について検討するが、まずはなぜそこが負担のない土地になっているのか考えていきたい。

《史料九》(改坂田七―観音寺一四九)

奉寄進 田地之事

合半者 在近江國坂田北郡福能部七條之庄内二里六坪西繩本
半也只荒野也公方無一圓也得分七斗五升伊吹観音寺
學頭坊江奉寄進者也

(中略)

文明六年甲午二月十七日

大聖 宣運(花押)

この大聖宣運という僧の寄進状には、「公方無一圓也」とあるとおり、得分の「七斗五升」が【B】群に属すことは明らかである。さらに寄進状には「只荒野也」として負担のない理由が記されている。「荒野」であることが負担なしの理由であるということは、十一世紀ごろ在地社会に現れた加地子の成立過程を思わせる。加地子をはじめ、開墾によって新たに田地を開いた開発領主に対して国衙が免判を出して成立させる得分のことを指していた。つまり、国司の免判を前提にし、荒地などの開墾地の官物減免分が開発領主の権利として成立したのである。《史料九》には国衙の免判状こそないものの、そこに明記される「七斗五升」の得分は、この成立期の加地子と同じ成立過程を持っていることになる。³⁰⁾

こうして、そこが荒野であると史料に明記することによって事実上の免田となる事例のほか、土地を免田化する方法に、年貢の付け替えがある。

《史料十》(改坂田八―総持寺七七)

奉寄進 私領田地之事

江州坂田北郡楞嚴院庄之内八條六里三坪東ヨリ於
テ四段次壺段也、定徳
合壺段者 分八斗八合升定也、臨時段錢者、堀内時名之内二
被符候間、無之者也、公方ハ別符也

(中略)

天文十九年六月廿九日

法印 承 祐(花押)

この一反の田地には「徳分八斗」と得分は記載されているが、公方年貢の記載はない。そして、負担すべき臨時段銭がなくなった理由として「堀内時名之内ニ被符候間」と記される。公方年貢についても「公方ハ別符也」とある。つまり、段銭賦課地を堀内時名に付け替え、公方年貢も別の土地に付け替え、一反のこの田地が免田となり、八斗の「徳分」が成立しているのである。

名田を分割して売買する際、年貢を「親地」に付け替え、負担なしの土地とする例があり、そういう土地を抜地もしくは名抜地と呼ぶが、戦国期の在地ではこのような負担の付け替えが頻繁におこなわれている。

ところで、【A】【B】いずれに属するかわからない和泉地域の史料(表1参照)のなかには【B】に属するものかなりの割合で含まれているのではないかと考えている。和泉地域の【A】【B】いずれに属するかわからないもののなかに次のような史料がある。

《史料十一》(熊取―中家五三)

寄進申田地之事

合小四十分(歩)者、加地子二斗五升宛、

(中略)

吉祥院

文龜元年二月日

長 算(花押)

吉祥院長算という人物が一六〇歩の田地からあがる「加地子二斗五升宛」を寄進したことを示す史料であるが、得分(加地子)の記載があつ

て負担のそれがないのは不自然であり、負担がないから記載していないと考えたほうが理に適つていよう。もう一つ例示するなら、永正八年(二五二)二月十一日の売券(熊取―中家九八)に「合半者、四斗代セマチニアリ」とあり、一八〇歩の田地に存在する四斗の得分が売買対象になっているが、やはり負担が記載されていない。このいずれの土地も、抜地の一部ではなかっただろうか。名田を分割して売買する際、親地に年貢負担を付け替えることは前述したが、例示した田地のいずれもが一反に満たない「セマチ」単位となっており、抜地として分割売買された際の端数の田地を思わせる。

こうして成立した【B】の得分は、領主の得分である年貢部分に踏み出す形で存在しており、地主層が収取する得分は、事実上の「隠田」となる。次にそのことについて一考したい。

三分割売買される得分

《史料十二》(改坂田八―総持寺三二八)

賣渡進 私領田地新放券文之事

在江州坂田北郡平方上郷之内、六條七里六之

坪、南繩本於三反次一

合壹段者

段也、内斗壹石三斗五升代、公方年貢、段銭

無也、然共於以後公方段銭為諸公事、内斗三

斗五升残置者也、定得分壹石也
右件田地、元者小堀道濟先祖相傳之私領也、雖然依有直要用能
錢肆貫貳百文、限永代賣渡申處實正也、雖可本證文相副依在地

類(ママ)、本證文裏ハリ、新券文以、賣渡申事、実正明白也、然上者、雖経子々孫、後々末代、於此下地者、不可有違亂煩他之妨者也、若臨時段錢諸公事出来候者、賣主沙汰可仕者也、此上違亂煩候者、以本錢賣(買)返申者也、仍為後日證文状如件
明應八年辛未卯月二日 小坂(ママ)入道

北
道 儕(花押)
直 隆(花押)

この平方荘内の土地が本所(青蓮院門跡)によって認められた免田であることは後述する《史料十三》によって裏付けられる。また、売主の小堀道濟(小堀直次入道)は延徳二年(一四九〇)十二月の売券(改坂田八―総持寺二六)に「十五町之自名」を持つとあり、近江国坂田郡平方荘上郷を本貫地とする大地主であった。この免田の得分は「内斗壹石三斗五升代」であり、売主の小堀氏がその一石三斗五升から「三斗五升」分をさらに差し引いている点に注目したい。つまり小堀氏はこの土地の得分を「三斗五升」と「一石」に分割して「三斗五升」分を手元に留め置き、総持寺だと推論できる買主に対して「定得分壹石」として売却しているのである³³。

このように、売却に際して土地どころか得分を分割することは北近江地域の史料にいくつかみられ、たとえば、永正八年(一五一一)二月十二日の売券(改坂田七―観音寺二〇四)には「公方年貢五斗内徳分六斗二斗公事米引定が(加)地子四斗也」とある。ここでは「内徳分六斗」

から二斗の公事米を差し引いたものが「加地子四斗」であるとし、いっけん「内徳分」と「加地子」とを区別しているようにみえる。しかしこれも、《史料十二》と同じように本来は六斗であった得分を二斗と四斗分に分割し、二斗を公事米相当分として売主側に留め置き、残った四斗を加地子として売却したと考えることができる。小堀氏が得分を分割する理由もそれと同じであった。《史料十二》には「若臨時段錢諸公事出来候者、賣主沙汰可仕者也」とあり、臨時の反錢賦課に備えるためという理由が明示されている。

《史料十二》の土地が本所に免田として認められた土地であり、公事米の負担もないことを考えると、戦国権力層が、事実上の「隠田」と化した田地に目をつけて段錢や諸公事を徴収しようとしても不思議ではない。野澤氏は、小堀氏が「諸公事段錢三斗五升」をとまなう耕地として新たに負担を設定した理由について、売却や寄進を契機に隠田として「顕在化」してしまうためだと論じている³⁴。そこで問題になるのは、得分の売却や寄進の際、事実上の隠田である事実がどのように「顕在化」し領主側に伝わってしまうかであろう。野澤氏はこの問題について具体的に述べていないが、総持寺が、事実上隠田の状態となっている地主の土地を顕在化させる装置として機能していたのではないか。史料に「楞嚴院総持寺領」と記されるように戦国期の総持寺は本貫地の楞嚴院荘や隣接する平方荘に多くの寺領を持っていた。ただし、寺領といっても、得分の集積が主だったとみられる。その意味では総持寺も小堀氏と同じく荘内の大地主であった。

同じく北近江の大原荘内で得分を集積していたのが大原観音寺であ

り、湯浅治久氏の「観音寺文書」に関する論文がひとつの方向性を示唆してくれている。³⁵⁾ 観音寺は集積した土地の収入を「寺領注文」という形で領主へ指出し、その案文などが観音寺文書の一部としていくつが残っている。たとえば文明十八年（一四八六）の寺領注文案（改坂田七―観音寺一六九）には土地ごとの「反数（面積）」や「分米」が書き上げられ、それら計三町半の寺領について「此外十五文銭四百七十五文・目銭十二文添テ、恒例反銭免除也」という記載がある。さらに、末尾にこの寺領注文が「公方ニ指出ノ安文」であることが示され、別の案文によって、「公方」が「大原殿様」だとほぼ特定できる。大原氏は大原荘（法勝寺蓮花藏院領）の地頭の流れをくむ国人領主である。そして湯浅氏はこの寺領注文を詳細に検討した結果、「十五文銭」分の四七五文が反銭免除のための礼銭に相当し、観音寺がこうした寺領注文を公方である大原氏へ指出す理由について「領主の反銭賦課免除を取り付けるための申し立てである」と断じている。観音寺は領主の大原氏に対して、土地の安堵を求めて定期的に寺領注文を指出しているのである。

それなら大原氏はなぜ観音寺にそうした恩恵を与えたのだろうか。信仰上の理由もあるが、より政治的な役割に期待したのではないか。観音寺の土地を安堵する代わりに、観音寺を通じて荘内で地主化した土豪・富農層の土地（得分）を掌握するという役割である。観音寺は寄進や売買によって荘内の地主層から得分の集積を進めており、売券・寄進状という形で彼らを持つ得分を「顕在化」させることができる。大原氏はそこに期待して観音寺に反銭免除の特権を与えたのであろう。それと同じことが楞嚴院荘と隣接する平方荘において、反銭賦課権者（戦国権

力）および総持寺、地主である小堀氏との関係についてもいえよう。

四 公方年貢の売買

ここでもいまいちど問題を整理し直しておく、小堀氏が得分を総持寺へ売却した際、事実上隠田となつてることが顕在化するため、領主の臨時反銭賦課に備え、売却する得分の一部（三斗五升分）を留め置いたと解釈したわけである。そして大原観音寺「寺領注文」を参考に、顕在化する理由を次のように考えた。総持寺が領主から免税特権を与えられる見返りとして領内の地主層から集積した得分について掌握する役目を担っていたのではないかと。しかし、ここでもうひとつ考えるべき事柄がある。臨時反銭用の三斗五升がそのほぼ半世紀後の天文二十年（二五五二）、史料に「公方年貢」として現われ、それが得分化されているのである。

《史料十三》（改坂田八―総持寺七八）

永代賣渡申 私領田地新放券文之事

在江劔坂田北郡平方上之郷之内六條七里
六之坪南繩本於三段次一段、公方年貢北
内斗定能米三斗五升に仕候て賣申者也、
壹段者ノ内ヨリ
合参斗伍升者 此下地従主方毎年無煩可被召者也、御本
所御免除自名之田数内也

右件田地元者惣持寺普賢坊先祖相傳之私領也。雖然依有直要用能米壹石壹斗二限永代賣渡申處實正明白也。殊二本證文壹通相

副進上者、雖後々末代子々孫々違亂煩不可有
 他之妨者也。仍為後日支證明鏡之狀如件。

天文廿年三月 日 賣主惣持寺普賢坊

實 勝 (花押)

(端裏書)

「法印無終米江買徳也」

まずここが「平方上之郷六一七―六」の「南繩本於三段次」にあり、
 《史料十二》と、同じ土地であることを確認しておきたい。

問題は、反銭用に留め置いた三斗五升がなぜ公方年貢と表現され、さらに惣持寺の僧(普賢坊)によって売買の対象にされているのかということである。

このように得分であるものが公方年貢と呼称されて売買される実態について湯浅氏は、観音寺文書の研究によって、その得分が免田(反銭免除)から生じた売買可能な生産物であり(本稿でいう【B】群に属する得分)、租税体系と関連するものであったからだという見解を示している。つまり、寺領注文によって確認できる観音寺の得分はそもそも反銭免除という過程を経て成立したのだから、公方年貢と呼称されているというのである。こうして免田に存在する得分が公方年貢と表現されるところに、この形態【B】群が租税体系の枠内に成立しているという特徴をよく示している。³⁷⁾これを惣持寺のケースに置き換えるなら、次のようなことがいえまいか。小堀氏の得分(三斗五升)が惣持寺に渡った経緯は不明ながら、惣持寺が入手した時点で「寺領」として反銭免除

の恩恵に預かることができる。このため、もともと小堀氏の得分の一部であった反銭用の原資は公方年貢と呼称されるようになるものの、実態は得分そのものであるわけだから、惣持寺から寺内の普賢坊という「坊」へ得分が売買もしくは配分されたという考え方だ。

以上、【B】群に属する得分は戦国権力層と地主側のさまざまな思惑が入り混じり、複雑な様相を呈していることが窺われる。

結論

「領主之得分」としてまず史料に現れる土地の得分は、彼ら領主層が収取る年貢部分の固定化や生産力の向上にともない、戦国期になるとさらなる余剰を生みだし、その余剰部分が主に地主層に集積されるようになる。近江坂田郡楞嚴院庄の寄進状に「内徳」として示される一反の田地の斗代は「一石五斗代」と記載されており、この田地には、公方年貢ほかの在地負担分が合計六斗分として示されている。そして、一石五斗から、それら負担分を差し引いたものが「定得分」(九斗)として明記されている。この九斗が主に地主・土豪層に集積された戦国期の「得分」である。したがって、こうした地主の得分は、土地の内徳(≡ 剰余生産物)から年貢を含めた負担分を差し引いた残りとして成立している。いわばこの戦国期の「得分」が、租、税、体、系、の、枠、外、に、成、立、す、る、と、い、う、の、が、一般的なパターンである。それは、北近江地域の対象史料(二二五通)に現われる得分のうち、八割以上がこの形態を持つていることから明らかである。しかしこれまで、ややもすると戦国期の得分はこの形態のみを指すように理解されがちであり、別形態の得分に関して注意が払わ

れてこなかった。そこで本稿はそうした通説とは異なる成立過程を持つ得分の存在形態を明らかにした。

それらは、得分権者が荒野だと主張したり、年貢を親地などに付け替えたりすることによって成立したものであり、そこが免田である以上、ほんらいそこには租税負担があつてしかるべき土地であり、もしくは実際に租税が存在していた土地でもある。一方、得分はその租税部分に踏み込んで成立しているわけであり、したがつて、この形態の得分は、租税体系の枠内に成立した得分だといえる。そもそも加地子が、開墾によって新たに田地を開いた開発領主に対する国衙の免判状に起因している経緯を考えると、この形態について無視することはできないのである。

一方、和泉地域における得分はかなりの高斗代を実現しており、地主の大きな経済的基盤となっているが、戦国大名や国人領主といった戦国権力は、こうした得分（農民的剰余）をどのようにみていたのか。それらに関してまったく無関心だったのか、それとも、得分を掌握しようとしていたのだろうか。彼らが無関心でなかったことは、国人領主の大原氏が大原観音寺を通じて地主の得分を掌握しようとしたとする例からもある程度窺える。

とくに権力側にとって問題となるのは、租税形態の枠内に成立した得分である。それらは前述したように免田化されているため、ほんらい戦国権力が収取すべき部分に踏み込んで得分を成立させ、地主はより高い斗代を享受できる。その反面、戦国権力にとっては事実上の「隠田」となる。したがつて、戦国期の得分の性格をよく理解するには、存在形態とその成立過程を明らかにするだけでは不十分であり、こうした租税体

系の枠内に成立した得分を中心に両者の関係を検討すべきであろう。得分をめぐる戦国権力と地主間にどのような相剋があつたのか。今後、そうした両者の関係についてより深く論を進めていく必要がある。

〔注〕

- (1) 藤木久志『戦国社会史論』（一九七四年、東京大学出版会）
- (2) 得分売買の担い手を明らかにするには買主も重要な要素となるが、残念ながら、すべての史料に買主まで記載されているわけではない。したがつて、ここでは売主を基準にする。
- (3) 黒田基樹「大名被官土豪層の歴史的 성격」『戦国史研究』別冊、二〇〇一年五月）
- (4) 前掲註（1）参照
- (5) 本多隆成「戦国期三河国の在地構造」『中世史研究』八〇号、八三年七月）、高村隆「十五・十六世紀における村落の領主層について―売券を中心として―」『地方史研究』一一四号、一九七一年）ほか
- (6) 永原慶二氏が「加地子について」（『日本中世社会構造の研究』一九七三年、岩波書店）のなかでそのような一般的解釈を紹介しているが、永原氏自身、同論文において、その一般的解釈に疑問を抱いていた。
- (7) 使用する史料集は次のとおり。北近江は『東浅井郡志巻四』ならびに『改訂近江国坂田郡志七・八巻』。和泉が『熊取町史資料編Ⅰ』、『新修泉佐野市史4資料編』、『堺市史四巻資料編』、『貝塚市史三巻史料』。本文中に使用する史料は随時、略にて明記する。たとえば、『改訂近江国坂田郡志八巻』所収「総持寺文書」中の売券は（改坂田八―総持寺三七）、『熊取町史資料編Ⅰ』所収の「中家文書」中の売券なら（熊取―中家五三七）と示す。なお、（一）内の末尾の数字は史料番号。
- (8) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」『史林』五〇―二・三号、一九六七年）、島田次郎「荘園制的収取体系の変質とその解体」（『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年）、原田信

- 男「戦国期の村落における本年貢と加地子——泉南・紀北を中心に——」(『日本史研究』二六三号、一九八四年)、野澤隆一「戦国期の買地安堵——江北地域の売券・寄進状の分析——」(『国史学』一三四号、一九八八年) ほか
- (9) 前掲註(1) 参照
- (10) 安良城盛昭『太閤検地と石高制』(NHKブックス、一九六九年)
- (11) 『東大寺文書』四ノ四十七
- (12) 永原慶二「荘園年貢搾出のメカニズム」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年)
- (13) 西谷地晴美「中世成立期における「加地子」の性格」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)
- (14) 高橋正志「負名体制」論の検証」上・下(『日本古代・中世史 研究と資料』三・六、一九八八年・一九八九年)、佐藤泰弘「平安時代の官物と領主得分」(『甲南大学紀要 文学編』一二九、二〇〇二年)
- (15) 『東大寺文書』四ノ一
- (16) 『都甲文書』六(『大分県史料』九)
- (17) 永松圭子『日本中世付加税の研究』二〇一〇年、清文堂出版
- (18) 『久我家文書』二一六―四―二五
- (19) 黒田俊雄『体系・日本歴史2 荘園制社会』一九六七年、日本評論社
- (20) 民衆が右近や左近などの朝廷の官名を名乗るには村落内の寺社改修などの実績が必要であり、村落内でこうした官途名を名乗る儀式を「官途成」という。したがって官途名を持つにはそれなりの財力がなくてはならず、官途名を持つ者は富農層だと考えられる。
- (21) 拙論「戦国期の地侍による村落支配の一形態——和泉国熊取谷の「中家文書」分析を中心に——」(『鷹陵史学』三四号、二〇〇八年)
- (22) 坂田郡の六角・浅井両氏の有力被官を列記した「江州佐々木南北諸士帳」(『坂田郡誌』)に殿村氏の記載はなく、国人領主層と区別されるべき階層だと考えられる。
- (23) 『静岡県史料』所収「舊大司宮富士家文書」の天文二十二年(一五五三)三月二十四日付の今川義元判物に「百姓内徳」とあり、やはり、「内徳」とある場合、領主の得分も含められているため、義元はわざわざ農民の剰余部分を「百姓内徳」と表現したのであろう。
- (24) 元龜三年(一五七二)二月の契状(熊取―中家七八九)に一斗六升分の加地子について「水損・日損不行」とある。これは、「水損・日損ナク」、「子々孫々マテハカリ可申候」とあるように、水損・日損があっても、一定の斗代を払い続けることを約した契状である。
- (25) 「得分」「徳分」などと史料に明記されていないことも、斗代が記載され、明らかにその斗代が得分を指している場合は【1】に含めた。
- (26) 寄進状の本文に「反錢三百文也」とあるが、これだと得分は八斗となり、端裏書の「得分九斗」と計算が合わなくなる。だが、本文中の反錢三百文は誤って記載されたものか、のちに修正されたものらしく、そのため端裏書に「但反錢二百文有之」と明記されているのである。
- (27) 前掲註(8)の三浦圭一「惣村の起源とその役割」。このほか、大山喬平氏が「公方年貢について―美濃国龍徳寺の売券―」(『人文研究』二二号―四)『大阪市立大学文学部紀要―歴史学』、一九七一年)において三浦論文を補足・発展させている。
- (28) 池上裕子「後北条領の公事について」(『歴史学研究』五二三号、一九八三年)、同「後北条領国における給人の公事賦課課権―戦国期在地領主権の検討のために―」(『地方史研究』一八九号、一九八四年)
- (29) 前掲註(8)の島田次郎「荘園制的収取体系の変質とその解体」
- (30) 荒野といっても、一八〇歩の耕地から収穫できる得分として「七斗五升」(反当たり換算二石五斗となる)というのは高過ぎる。同じ応仁年間の史料をみると、北近江の斗代は概ね一反当たり一石、多くても一石五斗であり、荒野から反当たり換算二石五斗の得分を取取していることに疑問もある。したがって、寄進状に「荒野」と記載したのは地主(この場合は大聖宣運という僧)が「隠田」としての摘発を逃れるための方便とみられなくはない。
- (31) 前掲註(27)の大山喬平「公方年貢について―美濃国龍徳寺の売券―」
- (32) 売券や寄進状に年貢斗代が明示されていない理由の一つとして、年貢納入義務が売主や寄進主にあることも考えられる。その場合、寄進先

- や買主に年貢納入負担が生じず、史料に年貢斗代が記載されていない
てもおかしくはない。しかし、三河の売券や寄進状のなかには、その
ように記載の必要のない場合でも、売券や寄進状に年貢が記載されて
いるケースもある。新行紀一『一向一揆の基礎構造―三河一揆と松平
氏―』（一九七五年二月、吉川弘文館）参照
- (33) 売券が総持寺に伝来していることから、買主の記載はないものの、総
持寺だと考えるしかない。
- (34) 前掲註(8)の野澤隆一「戦国期の買地安堵―江北地域の売券・寄進
状の分析―」
- (35) 湯浅治久『近江大原観音寺文書』における帳簿群の性格と機能―
中世後期在地寺社研究の前進のために―（『駿台史学』一〇一号、
一九九七年）
- (36) 同
- (37) 三浦氏は公方年貢を「農民的立場から表現したもの」（註(8)の三
浦論文）と定義づけており、地主層からは反銭諸公事も荘園年貢の変
形である公方年貢と同じように扱われていたのだろう。

(きもと えいさく) 文学研究科日本史学専攻博士後期課程

(指導・貝 英幸 准教授)

二〇一〇年九月二十一日受理